



山形県公報

令和元年9月17日(火)
第39号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域登録検査機関の登録……………(県産米ブランド推進課) ……461
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……462
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(置賜総合支庁農村整備課) ……同
- 事業の認定……………(県土利用政策課) ……463
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) ……465

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(産業政策課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 審理の開催……………(取用委員会) ……469

正 誤

告 示

山形県告示第287号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。
令和元年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号
令和元年9月5日
103
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社門脇産業
代表取締役 門脇 則行
最上郡舟形町堀内1522
- 3 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域
山形県
- 6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備 考
星 川 将 輝	新庄市住吉町5-18	玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第288号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
白鷹町
- 2 調査を行った期間
平成28年4月1日から平成30年3月28日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字萩野の一部
- 5 認証年月日
令和元年8月29日

山形県告示第289号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
長井市
- 2 調査を行った期間
平成28年4月1日から平成31年3月22日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
長井市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
今泉の一部
- 5 認証年月日
令和元年8月29日

山形県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営高山地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称 換地計画書
- 2 縦覧に供する場所 川西町役場農地林務課
- 3 縦覧に供する期間 令和元年9月17日から同年10月17日まで
- 4 その他

(1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

(2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第291号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和元年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

第一貨物株式会社

2 事業の種類

新山形ターミナル施設新築事業及びこれに伴う用水排水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分 山形市黄金地内

(2) 使用の部分 山形市黄金地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

新山形ターミナル施設新築事業（以下「本体事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第9号に掲げる「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により敷地に存する用排水路の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に規定する「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業及び関連事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足するものと認められる。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である第一貨物株式会社は、本件事業の計画について、取締役会において議決を得ており、本件事業の事業費については、自己資金と借入金により調達する予定としており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

第一貨物株式会社は、昭和16年3月に創業して以来、貨物自動車運送事業法に定められる特別積合せ貨物運送事業を営み、全国各地に至る長距離路線網を整備し、高度経済成長期から現在まで、山形県の地域経済の発展に貢献してきたと同時に、日本経済の流通部門の発展にも寄与してきた。

現在、山形県内にある7事業所のうち山形市内にある山形支店（昭和39年開設・建築後55年）、山形流通ターミナル支店（昭和53年開設・建築後41年）及び山形支店車庫（昭和43年開設・建築後51年）の3つの事業所については老朽化が著しいほか、創業時と現在を比較すると、貨物取扱量の増加や運送用車両の台数等の増加もあり、貨物の荷捌・積替作業用スペース、駐車場スペースの狭隘化が進んでいる。また事業所敷地内における運送用車両の動線の交錯や渋滞も発生しており、従来の運送業務にも支障をきたしている状況である。

また、現行の3事業所（山形支店・山形流通ターミナル支店・山形支店車庫、以下「3事業所」という。）は、分散配置されていることから、運送業務において、3事業所のうち2事業所（山形支店・山形流通ターミナル支店、以下「2事業所」という。）を主として、大きく業務が分断されている状況であるため、2事業所間において過大な車両の移動が発生し、業務執行において非常に非効率な状況となっており、また、交通事故発生の危険性が高まることから安全性の確保の面でも課題となっている。

更に現行の3事業所は、災害発生時における一時避難場所・救援物資の一時保管場所としての機能を有しており、これまでも災害発生時には関係行政機関と連携し、防災拠点的役割を担ってきた施設でもある。

本件事業は、これらの課題への対応策として、現行の3事業所に分散・分断されている業務・運営形態を1箇所に集約・統合する計画となっているが、現行の3事業所が立地する敷地を拡張して、本件事業を実施していくためには、敷地拡張の支障となる一般住宅等が多く立地しており、市街化が進んでいる地域であるため、現行の3事業所が立地する周辺地域にもたらず影響が大きいこと並びに現行3事業所を集約・統合す

るために必要となる十分な敷地の確保が困難なことから、現行3事業所の敷地外に起業地を求め、土地を取得又は使用することで、新たな物流ターミナル拠点施設を整備するとして計画となっている。

本件事業の施行により、現行の3事業所に分散・分断されていた業務・運営形態が新たな物流ターミナル拠点施設に集約・統合されることで、これまで生じていた2事業所間の過大な車両の移動が無くなり、業務執行における効率化が図られるとともに、交通事故発生の危険性の増加という課題が解消され、これまで以上に山形県内外における物流体制の再構築・強化・充実が期待される。

加えて、起業地周辺地域のみの活性化にとどまらず、山形県全域に及ぶ地域経済の更なる発展や取扱物量の増加による新たな雇用の場の創出への貢献といった地域振興にもつながるなどの波及効果・相乗効果も十分に期待される。

また現行の建築基準法の基準を満たし、十分に耐震化が図られた新たな物流ターミナル拠点施設の整備は、現行の3事業所がこれまで担ってきた防災拠点的な役割を引き続き、安定的且つ広域的に担っていくことが可能となるなど、地域社会への貢献も大きいものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき希少動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、特別積合せ貨物運送事業の性質上、定時性・迅速性が求められるため、その定時性・迅速性を確保するために高速道路網を活用する機会・場面が多いことから、交通の要所となる高速道路インターチェンジ周辺地域への立地が重要な要件となり、また現行3事業所を1箇所に集約・統合するために必要となる十分な敷地面積の確保が可能であることや、土地利用に与える影響、用地取得費・補償費等の経済的条件を考慮し、申請案と他の3案について検討が行われている。申請案と他の3案を比較検討すると、申請案は、山形中央インターチェンジに近接し、高速道路網へのアクセスに優れており、交通の利便性が非常に高く、運送上の定時性・迅速性が確保されるものとなっている。また起業地は、市街化調整区域内の敷地であり、過度な開発が進んでいないため、事業施行のために必要となる十分な敷地の確保が可能であり、且つ住宅移転等に係る補償費なども抑えられることから、申請案の起業地選定は適切なものであると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、新山形ターミナル施設は、物流体制の再構築・強化・充実及び地域振興への貢献が期待されるとともに、災害発生時における一時避難場所・救援物資の一時保管場所としての機能・役割を、引き続き、安定的且つ広域的に確保できるなど、地域社会にとっても必要不可欠な施設であることから、同機能を維持していく必要があるものと判断される。

また、地区住民及び起業地周辺地域の各自治会等からも本件事業の施行について、地域の活性化や新たな雇用の創出という観点から賛同が得られており、早期の施設整備を強く要望されているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するために必要な範囲であると認められる。また収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

山形県告示第292号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和元年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
名称及び代表者氏名	所在地		
西川町商工会 会長 黒坂 久一	西村山郡西川町大字海味475 番地8	同 左	令和元. 8. 31

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県産品ブランド力強化推進業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県商工労働部産業政策課地域産業振興室 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2360
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年7月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社電通東日本東北支社 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目6番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 42,845,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同	2DK	60.3	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 3号	同	3DK	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同 4号	同	同	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同 春日アパー ート3号	同 春日五丁 目2-43	2DK	61.5	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	41,600	単身可
同	同	3DK	75.6	1	一般用	26,100	30,100	34,400	38,800	44,400	51,200	同
同	同	同	75.6	2	同	26,100	30,100	34,400	38,800	44,400	51,200	
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	2	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	単身可
同	同	同	54.6	4	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	
同 2号	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	単身可
同	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	単身可
同	同	同	55.7	2	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同 成島アパー ート1号	同 成島三丁 目2-96	同	58.0	2	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400	

同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同 2号	同	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	单身可
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700	
同 4号	同	同	75.4	2	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	
同 5号	同	同	75.4	1	同	25,400	29,400	33,600	37,900	43,300	50,000	
同 6号	同	同	75.4	1	同	25,400	29,400	33,600	37,900	43,300	50,000	
同 相生アパー ト2号	同 相生町7 -65	同	72.9	2	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同 3号	同	同	72.9	4	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同 桜木アパー ト2号	同 南陽市三間通 1229-1	同	59.3	2	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	单身可
同	同	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 大町アパー ト	同 東置賜郡高島町 大字高島695- 12	同	58.0	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	单身可
同	同	同	58.0	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 釜之北アパー ト	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年10月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は、令和元年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和元年12月上旬

令和元年7月23日に収用の裁決手続の開始を決定した特別養護老人ホーム蓬仙園移転事業及びこれに伴う用水路付替工事に係る収用裁決事件の審理の開催は、次のとおりとする。

令和元年9月17日

山 形 県 収 用 委 員 会

会 長 半 田

稔

1 審理の日時

令和元年9月26日（木）午後2時30分から

2 審理の場所

山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館 401会議室

3 審理事項

特別養護老人ホーム蓬仙園移転事業及びこれに伴う用水路付替工事に係る収用裁決事件

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和元. 6. 28	第16号	202	下から7	別記様式第2号2 特定講習 指導員一覧表の項の注書	別記様式第2号の注書

令和元年9月17日印刷 発行所 山形県庁
令和元年9月17日発行 発行人 山形県